

(第一類 第二号)

第一回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會會議錄第二十八号

昭和二十二年十月二十八日(火曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君
理事 亮君 渡邊高岡 忠弘君
理事 川橋聖治郎君 堀松野 頼三君
笠原 貞造君 菊池 重作君
久保田鶴松君 松澤 兼人君
大澤嘉平治君 千賀 康治君
中垣 國男君 小暮藤三郎君
大村 清一君 中島 守利君
外崎千代吉君

出席政府委員

内務事務官 林 敬三君
内務事務官 久山 秀雄君
厚生政務次官 金光 義邦君
委員外の出席者 鈴木 俊一君
警視總監 齋藤 昇君
専門調査員 有松 昇君

橋角治(第四七九號)
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件
地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出)(第七三號)

最近の治安状況に關する説明聴取
○坂東委員長 これより治安及び地方
制度常任委員會を開會いたします。

本日の日程は、最近の治安状況につ
いて政府當局の説明を徴し、また議案
といたしまして、地方自治法の一部を
改正する法律案を議題とします。まず

第一に最近の治安状況につきまして政
府當局の説明を聴取いたします。笠原
貞造君。

○笠原委員 警視總監にお尋ねしたい
と思ひますことは、すでにある一部の
新聞にも報道されておるのであります

るが、九月の二日神田警察署におきま
して取扱つた事件についてお尋ねした
いと思ひますのであります。この事件は、

あるいは警視總監は送られましたか
ら、報告を受けていなければ知らない
わけでありまして、大體私は第一に

警視廳管下におきまして、警察署にお
いて犯罪を檢舉しておるのであります
が、警視廳に對する報告とか何とか

いうものは、どういふ方法でされてお
るかを尋ねたいのであります。

○齋藤説明員 私は先般警視總監に就
任いたしました齋藤でございます。ど
うぞよろしくお願ひ申し上げます。な

だいまお尋ねの、犯罪を檢舉しました
場合に警視廳に對する報告がどうい

うになつておるかということであり
ます。これは重要犯罪あるいは特異犯

罪につきましては、詳細その都度警視
廳に報告をいたしますが、さほど重

要でない犯罪、一般の犯罪につきま
しては詳細の報告はないと思つておりま
す。大體件數報告に止まつておると思

ひます。

○笠原委員 重要な犯罪というのは、
大體は事件自身が非常に複雑である

か、あるいはまた被疑者が知名の者で
あるとか、あるいはまた事件自身が非

常に社會的なセンセーションを起すよ
うな事件が重要事件ということに解釋

していいのであります。このことに解
○齋藤説明員 大體だいまおあげに

なりましたものが該當するのでありま
す。

○笠原委員 それで私のお尋ねしたい
ところをお伺ひするわけであります

が、私の聞いた情報によりますと、
御承知の通り神田の龍明館というの

は、最近新聞紙上や、あるいはニュー
ス映畫等によりますれば、炭鑛國家管

理問題につきましては反對派の本部だ
と放送されておるのであります。そこ

において、九月二日の日に、賭博があ
るということで、神田警察署の山藤、

坂という二名の警察官が聴込みをやつ
ておりまして、現場を確めて、小川町

の派出所の二人の巡査の應援を求め
て、現場に踏み込んで檢舉したとい

ふ事件の報告を、警視總監はお受けにな
つておりますか。

○齋藤説明員 私はまだ報告を受けて

おりません。

○笠原委員 警視總監は新任早々でござ
います。九月の二日といへば前任

者のときでありますから、まだ報告を
受けていなければ知らないのは當然に

と思ふのであります。私のところには
いつた情報によりますと、九月二日

の午前二時頃、神田警察署の山藤、坂
の二名警察官が、龍明館の窓際に行つ

て、内部の状況を内偵してあります
と、室内で賭博をやつてゐる状況がわ

かつたのであります。いろ／＼金を
計算する何萬圓とか、何とかいうよう

な聲も聴えたというのであります。そ
こで四時半ごろまで大體引續いて内偵

しておつたのであります。どうし
ても賭博をやつてゐるという確信を得

ましたので、小川町の派出所の二人の
巡査に應援していただいて、現場に踏み

込んで数名の被疑者を檢舉した。そし
て證據品としてその場にゐた花札三

組、碁石二組を押収したものでありま
す。ただちに被疑者を神田警察に連行

して、伊藤という渉外係の主任さんが
何かを取調べたものであります。そこ

ろが私の知つた情報によりますと、被
疑者はいづれも炭鑛業者であり、その

うちのある者は現代職士であるとい
うことを聞いたのであります。私は警視

總監に對しまして、それらの人たちの
名前を發表せよとか何とかを要求する

氣持は毛頭ないのであります。何ゆえ
かと申しますと、もちろんそれらの人

たちの人格や名譽といふものを、十分
に尊重しなければならぬこともわか

つてゐるからであります。ところが私に
情報をもたらして、私に對してぜひとも

治安委員會において質問してもらいた
いという要求をされた人の話によりま

す。神田警察署においては、その後こ
の事件を曖昧のうちに葬らうとしてい

るらしい、警察があやしいというので
あります。私どもは別段不思議にも思

ひませんが、最近非常に官紀の紊亂に
よるところの演職事件というものが各

所に起つてゐる際ですから、素人の人
が考えますれば、もしも警察におい

て、二人の巡査が確信をもつて、現場か
ら被疑者をつかまえたような事件を曖

昧にするといふことになれば、疑い
をもつこともやむを得ないと思ふのであ

ります。殊にこの事件においては、二
人の巡査が二時ごろから四時半ごろま

で内偵して檢舉した事件であります。
しかもその證據品も、賭博に使用する

ところの花札なり碁石があるものであ
ります。警視總監は犯罪の捜査に對して

は、最近賭博においては、少し氣の
きいた人は、現金を用いないで、今申

やつたことになるわけでありませう。それでこれらの状況や押収された花札、碁石というようなものから判断いたしますれば、賭け金をかけて賭博をしたという疑が相當濃厚にあると思ふのであります。そこでもしこの事件を神田警察署において検事局、警視總監にも一片の報告もせずに曖昧に處置するといふことになりましたら、警察に對するところの疑念というものがたれることは當然であると私は考へるのであります。それゆゑに私は、警察の名譽のために、疑をかけたところの被疑者の中に代議士がおるといふことになりましたら、われ／＼の名譽のために、その真相というものは徹底的に証明されてしかるべきものだと考へるのであります。もし疑念をこのままにしておきますれば、それからそれ／＼といふ疑念の種をまきまして、一波は萬波を呼びまして、疑念は一層深まると思へるのであります。また炭礦業者諸君といたしまして、今炭礦國家管理につきまして盛んに反對運動をやつておられるだけに、また彼らにとりましても、社會の批判の目というものは鋭くなつておられるわけでありませうから、そのときも、しかも反對運動の本據といわれるところの龍明館において賭博が行われ、しかも被疑者が全部炭礦業者であるといふことになりましたら、彼らの名譽のために私はむしろこの事件を証明した方がよいと考へるのであります。それゆゑに私は、警視總監が事態をまだ知つていないのでありますから、ぜひともひとつ調査を願ひまして、なるべく早い機会において、この委員會に御出席くださるか、もし御出席が差支えるといふ

ことになりましたら、文書でも結構でございますが、詳細にお調べ願つて御回答を願ひたいと思ひます。私がお尋ねしたい點をもう一度申し上げますから、お聴取を願ひたいと思ふのであります。

一番初めに、九月二日の午前二時から午前四時半ころまで神田警察署の山藤、坂の二警官が龍明館に張りこんで内偵し、小川町の派出所の二人の巡査に應援を求めて、現場に踏みこんで、被疑者を検挙して、證據品を押収した事實があるかどうかといふこと。もしありとすれば、その検挙の状況及び現在その事件がどういふふうな處分されておるか。その處分の詳細について。

第三番目には、被疑者はいずれも世間の傳ふるがごとく炭礦業者であるかどうか。さらにいま一つは、その被疑者のうちに現代職士の身分を有する者がはたしてあるかどうか。以上の四點につきまして、警視總監に御調査を願ひまして、御答辯を願ひたいと思ふのであります。私どもの方においても情報を集めておりますから、またさらに重ねてお尋ねするようなことがあるかもしれないかもしれませんが、まずこの四點の御答辯をお願いする次第でございます。

○警視總監 たいだいまお尋ねの諸點につきましては、警察に對する疑念をなくするといふ意味から申ししまして、またいわけゆる被疑者といわれておられる方々のためにも、真相を十分取調べましてその内容を明かにいたし、お尋ねの點は適當な方法で御報告いたしたいと思ひます。

○坂東委員長 今笠原君の質問に對しまして、關連事項で御質問はございませうか。笠原君よろしうございませうか。

○笠原委員 よろしうございませう。○坂東委員長 それでは地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、前會に引續いて發言を許します。笠原眞造君。

○笠原委員 私は本日、地方自治法の一部を改正する法律案について、條文の順序を逐ひまして、少し質問してみたいと思ふのであります。

まず第十八條についてであります。十八條によりますと、改正案によりますならば、天災事變等により他の市町村の區域内に住所を移した者、その他の者で當該市町村に對し特別の關係あるものの申請により、前項の規定による住所の要件にかかわらず、議會の議決を経て、これにその議會の議員及び長の選舉權を與えるといふことが出てくるのであります。これは同條の第四項を見ますと、大體他市町村に居住したとして、他市町村にいままでいわけゆる申請ができるというふうになつてゐると解釋して差支えないと思ふのであります。もしそういうことになりましたら、むしろ他市町村に長い間居住しておられる人は、一般の原則に従ひまして、その町村におきまして選舉權をもつ方が原則ではないかと申すのでありますから、もしこの他市町村にいままで住所を移した者にこの申請を許すとすれば、一時住所を移したというふうな、一時的な規定をさしはさまなければならぬのではないかと考へるのでございませうか。

○鈴木説明員 たいだいまお尋ねの十八條の關係でございませうが、この法律の趣旨をいたしておりますところ

は、今お話のございましたように、一時戰災あるいはこの間の水害というふうな關係で、他の市町村に住所を移しましたけれども、將來の問題として、やはり從來長い間居住しておつた當該の市町村において選舉權を行使したい。こういう者に對して、選舉權を特に本人の意思と、それから前居住しておつた市町村の議會の意思とによつて與えよう、こういうのが第二項の趣旨であります。従つてお話のよう

に、そういう一時移したという者が主體になつてゐるわけでありませうが、しかしここで申しておりますのは、そういう住所を移したものでありませうで、たとえば外地から引揚げてまいりましたいわけゆる海外引揚者の人たちで、かつて居住しておつた市町村にまた歸つてきた。しかしそういう人は未だ住居期間の六箇月に達してないといふ場合がありませう。そういう人たちにも引續いて特にこの選舉權を與えようといふのが、この第二項に含まれておられるわけでありませう。そういうものは必ずしも一時といふわけではなくて、將來永久にそこに住むつもりであるけれども、まだ法定要件の六箇月に達してないといふわけでありまして、そういうものも含めまして考へてこのような規定を設けたわけでありませう。

○笠原委員 次に私がお尋ねいたしましたのは、二十六條と十八條の關係でございませうが、二十六條の二項によりまして、「市町村の管理委員會は云々」となつておりまして、「衆議院議員選舉人名簿又は補充選舉人名簿に登録されてない者で普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權を有するものが

あるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製し」とある。この場合におきましては、申請によつて名簿をつくることは明らかでございますが、先ほど私が質疑をいたしましたこの十八條によりまして、議會の議決を経て選舉權を有するものと認められた者は、さらにまたここに於いて改めて申請しなければ載せないものか、さあらずして、申請しなくとも、それらの人たちは一度申請したのであるから、そのまま名簿を調整するといふことになるのか、その點をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木説明員 たいだいまお尋ねの、申請が二度あるが、兩方しなければならぬかといふ點でございませうが、當初の選舉權に市町村の議會で議決によつて與えてもらひますためには、本人から申請をすることが一般的に必要なのであります。一たび選舉權を與えられましてからは、やはり名簿に登録してもらひますために、特に申請することが必要であります。現在衆議院議員の選舉人名簿に載つていない者、並びに補充選舉人名簿に載つていない者は特別選舉權を與えられたものでありまして、やはりこの規定によつて申請をして、遺漏なきことを期するようになしたわけでありませう。多くの場合には選舉の直前に行われることが多いと思ひますが、必ずしもそうとは限りませうので、この申請はやはり別個にいたしておく方が制度上も適當じやないかと思つております。

○笠原委員 私は十八條に戻りまして、いま一點確かめておきたいのであります。十八條によりますと、先刻申し上げましたように、特別な關係と

あるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製し」とある。この場合におきましては、申請によつて名簿をつくることは明らかでございますが、先ほど私が質疑をいたしましたこの十八條によりまして、議會の議決を経て選舉權を有するものと認められた者は、さらにまたここに於いて改めて申請しなければ載せないものか、さあらずして、申請しなくとも、それらの人たちは一度申請したのであるから、そのまま名簿を調整するといふことになるのか、その點をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木説明員 たいだいまお尋ねの、申請が二度あるが、兩方しなければならぬかといふ點でございませうが、當初の選舉權に市町村の議會で議決によつて與えてもらひますためには、本人から申請をすることが一般的に必要なのであります。一たび選舉權を與えられましてからは、やはり名簿に登録してもらひますために、特に申請することが必要であります。現在衆議院議員の選舉人名簿に載つていない者、並びに補充選舉人名簿に載つていない者は特別選舉權を與えられたものでありまして、やはりこの規定によつて申請をして、遺漏なきことを期するようになしたわけでありませう。多くの場合には選舉の直前に行われることが多いと思ひますが、必ずしもそうとは限りませうので、この申請はやはり別個にいたしておく方が制度上も適當じやないかと思つております。

○笠原委員 私は十八條に戻りまして、いま一點確かめておきたいのであります。十八條によりますと、先刻申し上げましたように、特別な關係と

あるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製し」とある。この場合におきましては、申請によつて名簿をつくることは明らかでございますが、先ほど私が質疑をいたしましたこの十八條によりまして、議會の議決を経て選舉權を有するものと認められた者は、さらにまたここに於いて改めて申請しなければ載せないものか、さあらずして、申請しなくとも、それらの人たちは一度申請したのであるから、そのまま名簿を調整するといふことになるのか、その點をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木説明員 たいだいまお尋ねの、申請が二度あるが、兩方しなければならぬかといふ點でございませうが、當初の選舉權に市町村の議會で議決によつて與えてもらひますためには、本人から申請をすることが一般的に必要なのであります。一たび選舉權を與えられましてからは、やはり名簿に登録してもらひますために、特に申請することが必要であります。現在衆議院議員の選舉人名簿に載つていない者、並びに補充選舉人名簿に載つていない者は特別選舉權を與えられたものでありまして、やはりこの規定によつて申請をして、遺漏なきことを期するようになしたわけでありませう。多くの場合には選舉の直前に行われることが多いと思ひますが、必ずしもそうとは限りませうので、この申請はやはり別個にいたしておく方が制度上も適當じやないかと思つております。

○笠原委員 私は十八條に戻りまして、いま一點確かめておきたいのであります。十八條によりますと、先刻申し上げましたように、特別な關係と

いうものが非常にものを言います、選挙権を與えられることになるのでございすが、一族のうち三人の有権者一年齢その他によりまして資格をもつておる人があるといひまして、その主人である人はもちろん特別な關係をもつておることは明白であります、その他の家族はやはりその主人の特別な關係によりまして、特別な關係者として取扱われることになるのかどうか、伺いたいと思ひます。

○鈴木説明員 特別の關係と申しますのは、やはり當該の選挙人と市町村との間の特別な關係でありまして、その家族につきましても、やはりそれらの家族が、はたして特別な關係があるかどうかという點を見るわけであります。

なお念のために申し上げておきますが、この特別な關係によつて現在居住してない市町村で選挙権を與えられました者が、もしも居住地ですでに六箇月以上住んでおりますために、そこでも法律上當然に選挙権があるという場合があり得るわけであります。この場合には必ず、その選挙権を與えた市町村の選挙管理委員会から、現在六箇月以上住んでおりますために、選挙権をもつておる市町村の選挙管理委員会に通知をいたしまして、その通知があらりますと、選挙人名簿を整理いたします、現在の名簿を消すわけでありまして、従つて選挙権の二重行使はできません、特別選挙権を得ました方だけで選挙権をもつて、法律上六箇月以上住んでおるために、當然に選挙権をもつておる方には反面選挙権がなくなつてしまふことになつております。従つて濫用というようなことはないといひ扱ひ

になるわけであります。○笠原委員 そうしますと、今の御説明によりますれば、同一の家族でありまして、特別な關係というものは個々に判断を下すものであるから、一方は甲の町村の選挙権があり、また一方は乙の町村の選挙権があるというものは起き得るわけでありすが、そういうふうに解釋してよろしうございしますか。

○鈴木説明員 理論的に申しますとそういう場合も出てまいります、しかし多くは戦災の場合には一家ともに戦災に遭ひ、従来居住しておつた町村から逃げて出たといつた場合が多いでしようし、引揚げの場合も多く、一緒に來て新たに住むという場合が多いと思ひますが、大體は同じような理由が主人なりその家族の者にも及ぼし得ると思ひます。これがあつて三つの場合でありまして、その家族の中の特定の者だけが特別な關係があるということになります。これは、むしろ例外ではないかというふうに考へております。

○笠原委員 次は二十七條の三項でございすが、地方裁判所に訴訴することができるという規定があるのです、この場合におきましては、もちろん被告となるべきものは委員会だと思ひますが、委員長がやはり委員會を代表して訴訟することになるというふうに解釋してよろしうございしますか。またその場合におきまするとこの訴訟費用負擔は、一體たれが負擔するのであるかという點をお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木説明員 選挙人名簿の脱漏または誤載がありました場合の、委員會の決定に對する不服につきまして訴訟を起します場合は、選挙管理委員會の委員長を被告とするわけでございます。それからその費用は、やはり一般の訴訟費用の原則によりまして負けたものが負擔をする、こういうことになりすが、選挙管理委員會の委員長に關するものは、やはりこれは當該の市町村がこれを負擔しなければならぬわけであります。

○笠原委員 次は三十四條の關係でございすが、三十四條に削除する部分といたしまして、「政令の定める事由に因り」というようにありますが、その次のところに「政令で特別の規定を設けることができる」というふうになつておるのであります。この命令と政令というふうになつておりますが、これはやはり、命令というのとは政令というふうに解釋して蓋支えないでしようか、という點をお伺ひしたいと思ひます。それからもう一つ、三十四條は大體今までは不在投票といわれたところの投票の方法でありすが、これらの場合におきましては、郵便でもつて投票することができるといふふうになつていたやうでございすが、この郵便につきましましては、何か無料郵便というやうな便法を考へた方が、より一層選挙権の行使の上におきまして便宜があるのではないかと、まだ比較的この權利關係を認めてない人は、證明が要るとか郵便料が要るとかいうことでおつくりなりました、選挙権を行使しないといふことができておるのであります、そういうふうなことを内務省では考へたことがあるかどうかという點をお伺ひしたいと思ひます。

四條の命令だけを意味するかどうかという點でございすが、これははいわゆる不在者投票の手續は、主として地方自治法施行令の中に詳しく書いてございすが、なおこまかい手續、殊にこの申請の書類の書式というやうなものは内務省令で現在規定いたしております。これは非常にこまかいことでありすが、從來もそのようにいたしておりましたし、内務省令で規定をいたしておるのであります。そこで政令と省令、兩方含めまして命令と申したわけでありすが、それから不在者投票の方法といたしまして、郵便投票の方法を今回地方制度に關しては認めてあるやうでございすが、これは投票用の用紙を本人から請求をいたしまして、そうしてそれに必要な記載をいたしまして、再びまた郵便をもつてこの所屬の選挙管理委員會に送致する、こういう制度でありすが、これはもちろん現在の制度自體につきましましては、無料郵便という方法まで考へておりませんけれども、お話のように無料といふふうにしたことが理想であると思ひます。

○鈴木説明員 最初のお尋ねの、三十

○笠原委員 次は六十六條と六十八條の關係についてお尋ねしたのであり

ますが、六十六條の第四項によりますると、「第一項の規定による都道府縣の選挙管理委員會の決定又は第二項の規定による裁決に不服がある者は、その決定書若しくは、裁決書の交付を受けた日又は前項の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訴することができ」と書いてあるものであります。六十八條を見ても、選挙法第六十條の規定の準用により當選を無効であると認める選挙人又は候補者は、當選人を被告として、第五十九條第一項の規定による告示の日から三十日以内に、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會の屬する普通地方公共團體の區域を管轄する高等裁判所に訴訴することができ」とありまして、「普通地方公共團體の區域を管轄する」といふふうにはつきり一方は言つており、一方はそれが無いのであります。これは何か特別な理由があるものでありましようか、お伺ひしたいと思ひます。

○鈴木説明員 これは六十六條の方は、その府縣の選挙管理委員會でありすが、その管理委員會が被告になりますわけでありまして、従つて當然に、その被告所在地の高等裁判所といふことが明瞭になるわけでございますが、六十八條の方は被告は當選人であります。そこで單に高等裁判所に書きますとやや明瞭でございせんので、特に「當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會の屬する普通地方公共團體の區域を管轄する高等裁判所」といふやうに書いたわけでありすが、被告である當選人が、この選挙管理委員會を管轄しております高等裁

決

決

決

判所の區域外に住んでおりますような場合には、やはりこういうふうな書きましますのが實益があるわけでありまして、たとえば東京におつて、しかも福岡縣で立候補したというような場合に、おきましては、やはり福岡縣の選挙管理委員會に属する地方公共團體、すなわち福岡縣の區域を管轄する福岡縣の高等裁判所に出訴するということになつてゐるのであります。一般の訴訟原則でありますれば、東京に被告が住所をもつてゐるのでありますから、東京高等裁判所に行かなければならないのですが、それをさういうふうにしたしてあるわけでありまして、

○笠原委員 次は百條の關係でございしますが、第百條によりましますと、「普通地方公共團體の議會は、當該普通公共團體の事務に關する調査を行ひ、選舉人その他の關係人の出頭及び證言並びに記録の提出を請求することが出来る。」ということになつており、さうして證人に對しては宣誓して、虚偽の陳述をした場合においては、偽證罪と同一な制裁が規定されておるのであります。しかるにこの證人の出頭の義務につきましては規定がないのであります。それで證人が出てまいりまして、重い刑に處せられるというやうな危険がある場合におきましては、出頭しなくても何らかの料金の規定もないのでありますから、出頭しないというところになりはしないかと思ふのであります。この百條の後項を見ますと、「議會が前項の規定による調査を行うため當該普通地方公共團體の區域内の團體等に對し照會をし又は記録の送付を求めたときは、當該團體等は、その求めに應じなければならぬ。」というふう

に、求めに應ずる義務を明確に後項に規定してあるものであります。證人の場合に對しても、私は出頭の義務を規定しなかつたならば、證人は出頭しないといふことになりはしないかと思ふのであります。その點に對しましてはお考えを承りたいのであります。○鈴木説明員 地方議會におきまして、證人の選舉人、その他關係人の出頭を要求いたしました場合において、本人が出てこなかつた場合の制裁がないではないかと思ふのであります。これはまさにさうでございます。選舉人に對して、いわゆる裁判の場合と違ひまして、地方議會でその出頭を要求するといふのは、やはり地方議會が調査に必要でありますので呼ぶわけでありまして、それを絕對の義務付けとして、それに應じなかつた者は刑罰を科するといふのは、これは個人の自由を對して、あまり重い義務を科することになりはしないであらうかというところを考へて、出頭義務を制裁をもつて義務付けることはいまだなかつたのであります。一旦出頭いたしました者が、作意を加えて虚偽の陳述をするといふことは、これはあくまでも制裁を科さなければならぬと思ひますが、しかしそこに出ていくかどうかといふことについては、それをしむるの法律をもつて、しかも刑罰をもつて義務付けることは、少し行きすぎではないかと思ふところ、出頭義務を制裁をもつて保障することはいまだなかつたのであります。もつともこの點については、實は國會議法に近くこれに類似した規定はいろいろ聞いております。本法律案の改正を出した際には、未だ國會議法についての意見

が固まつていなかつたやうな状態でございまして、地方議會としては、地方議會の立場から、かような規定をいたしたのであります。従つて何か國會議法において、はつきりとした規定が設けられ、それとこれとの關連をつたつた方がいいといふことであります。また別途考案したとしてもよいと思ひますが、目下のところ國會議法につきましては、まだ定議を承知しておりません。それでこのやうな案を提出いたしました次第であります。○笠原委員 次は私は百四十六條の規定についてお尋ねしたいのですが、前會私は、この東京高等裁判所に管轄を專屬した理由についてお尋ねしましたところが、地方局長は、大體裁判を統一する必要があることと、大臣を地方の高等裁判所に呼び出すよりも、知事を東京高等裁判所に呼び出す方が、至當ではないかといふやうな理由からやつたといふやうな御答辯があつたのであります。この第一の裁判の統一の點でございしますが、これは本條の十五項を見てまいりますと、知事が市町村長に對する場合の訴訟は、地方裁判所に管轄することになつておるのであります。それで私は、もし裁判の統一という問題になれば、むしろこれを一本にして、地方裁判所の管轄でなしに、高等裁判所なら高等裁判所の管轄にした方がいいのではないかと考へるのであります。私はさういふ場合も豫測されると思ひます。主務大臣の方から知事に對して、同一の事項について一つの命令が出た。これに對して知事はそれに従つたが、知事がさらに命令を受け、市町村長に對して命令いたしましたところ、市町村長は従わなかつた。それは今申しますように、市町村長の命令不履行を理由として、その行ふべきところの命令の裁判を求めるために、地方裁判所に訴えるといふことになれば、いきおいこの裁判所が違つてまいりまして、裁判の統一が破れるのではないかと私は思ふのであります。もしさういふふうにするならば、私は東京高等裁判所の專屬といふことを廢して、いずれも第一審は各地方高等裁判所に管轄する。市町村長に對する裁判の場合においても高等裁判所が管轄するといふことにして、それ

に對する訴訟審は最高裁判所が管轄することにして、統一した方がいいのではないかといふふうにお考えですが、その點は私がでしようか。なおさういふ點から考へるとこの百四十六條の、裁判所の管轄はただ大臣なるゆゑに、大臣の居住地の裁判所に管轄せざるという理由だけではないかと思ふのであります。御承知の通り、大體知事は府縣民の公選によつて出た人でございまして、それをこの裁判の結果によつて罷免しようといふのでございまして、これは公選知事の自主權に對して、國家が干渉する例外的の場合であります。またさういふやうな觀點から見ても、私はむしろ大臣よりも、訴えられるべき市町村長の立場を考へて、管轄は定むべきものであると思ふのであります。それはすなわち訴訟において、被告保護の觀點から見ても、さういふことになるのではないかと考へますが、いかがでしようか。○林(敬)政府委員 百四十六條の、東京高等裁判所とした理由は、たゞいまきましては、先刻申し上げ、ただいま笠原さんから述べになつた通りで、

いわゆる裁判はできるだけ統一したいといふことと、それから主務大臣が片方の立場に立つて、これはできるだけ直接裁判所に出頭して、その理由を申し述べて陳述をしなければならぬといふやうな立場にあるので、知事の方はまだしも、しばらく手をあけることができるけれども、大臣がしばしば福岡なりどこなりに出かけるというところは、悪いからという、この二つの理由でございまして、御意見のやうな理論も考へ得るのでございしますが、しかし統一といふ方の點について言いますと、少くも知事の罷免については裁判を統一していきたい。知事についての代執行については、統一していきたい。知事といふのは何といつても直接的に國と折衝いたしますところの全國的な問題になる立場のものでございまして、そこでこれは統一していきたい。しかしお話のように市町村長に至りますと、これはもう一段地方的なものになるわけでございます。従つて市町村長の罷免になりますれば、これは知事が市町村長を罷免するのであります。つまり、いわゆる國家から離れまして、より地方的なケースになつてくるわけでございます。そこでこれを府縣單位の統一の程度で、東京まで出かけていつて統一するといふのも、あまりにも統一に重きをおきまして、當事者に重きをおきまして、當事者の便宜というものを離れすぎる結果になりますので、府縣單位の統一といふことであります。統一といふ點から見れば一箇所に統一すれば一番いいのでありますけれども、府縣單位の統一の程度に止める。しかしながら知事の罷免といふことになりますと、國對知事という問

題になります。すなわち全般的問題になりますので、この點は裁判所も一つにして統一をとることが必要ではないかというところが一つ。それから主務大臣が東京におつて、これを福岡なり札幌なり、そういう所に呼び出してこれをやるというわけにも、かたがた主務大臣の職責の上から考えても、ぐあいが悪いわけでもございまして、知事の方はしばしば東京にも出て参りまして、そして相當長期に滞在することもあるわけでもございまして、こちらに來てからつてやるのが一番便宜ではないか。かように考えまして、この二つの理由にいたしたわけでもございまして。

○笠原委員 だいたいの御説明の點でございまして、大臣もおそらく、訴訟の場合におきましては代理人を出頭せしめてやるのではないかと私は考えるのでございまして。そうしますれば、大臣がわざわざ地方まで出て参らねばならぬというふうな事態も、起きないではないかというふうに考えます。

なおこの裁判の統一という點でございまして、これは決して罷免することと統一するつもりでなしに、もちろん裁判の統一ということは判断の統一だと思ふのであります。そうしますれば、私が先刻申しましたように、同じ事項に關しますものを主務大臣が發し、それを知らせるにこれに照しておるが、下のいわゆる市町村長が服さないという場合におきましては、判断はむしろ上から下への統一というものが、重大になつてくるのではないかと思ふのであります。そういう點から考えますと、私が先刻申しましたように、むしろ地方裁判所の管轄を廢しまして、各地方の高等裁判所が全

部の管轄をもつのだということになつた方が適當ではないかと考えるのであります。いま一度その點に對するところの所見を伺いたいと思ひます。

○林敬政府委員 お話の通り、これは裁判所で罷免を決定するわけではございまして、事實を認定することを裁判所がやるわけでもございまして。しかしながらその結果は、たゞちに罷免はつながらつてくるという重大なものである。そこで仰せのように、一つの事項をとらえまして、ずつと知事から市町村長まで下つていく。しかも兩方で服したり服さなかつたり、ちぐはぐがあるというときには、お説のような裁判管轄の立て方も一つの便宜の方法ではないかと思ふのであります。先ほど申しましたように、やはり知事の執行をせひやつてもらうという方法としまして、その前提としての裁判所の認定裁判というものを全般的に考えていきます場合には、やはり知事は東京の高等裁判所で統一する、市町村長はそれ／＼の地方裁判所で、その府縣内の問題としてやつていくというものが、私は一番適當ではないか、かように考へておる次第であります。

○笠原委員 大體今の點はこの程度で承しておきます。次に同じ第百四十六條の第六項でございまして、この中に事實の確定の裁判を請求することができるとあるところの、この中に事實の確定というものは、裁判所の裁判に服さないという事實だけを確定する意味であるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○鈴木説明員 その事實の確定と申しますのは、その前の裁判におきまして、何月何日までというところを行へ、

たとえば供出を何月何日までによつて給付の裁判を裁判所で行つたといふと、その期限までにその命ぜられた當該供出事項を行なかつたか、その事實を確定するわけであり、その事實につきましては、全體の裁判において東京高等裁判所がよく承知しておるわけでありまして、それを行つたか行なつたかというところを確定するわけでありまして、一番むしろ簡単にわかり得るのではないかとこのわけであります。

○笠原委員 今の説明、不履行の事實だけを確定するということになります。私は第六項は裁判の促進の意味からいたしまして、取除いていいのではないかというふうに考へるのであります。第五項におきまして、裁判所は請求がありまると、その理由があるかないかをまず審理いたします。理由があるということになりますれば、當該事項を、この命令のいわゆる裁判をするわけでありまして、その場合に

おきまして、もちろん口頭辯論に従ひまして被告の陳述も聴くのでございまして、それから被告がいわれる命ぜられた事項を不履行しておるかどうか、そのときにおいてすでに私は確認されたと思ふのであります。そうしますれば第六項を抜きまして、第七項にまいりまして、第五項の裁判によりまして、その命ぜられた期限内に被告の方で履行しないというところは、これは主務大臣が一番わかつておるのでありますから、主務大臣はたゞに代執行をやつて差支えないというふうにした方が、一層急速を要する事件の整理のために便宜ではないかというふうに私は考へるのであります。わざわざ第六項の手

續をさらに重ねてやらなくても、第五項の裁判におきまして、すでに事實の確定はある程度できておるわけでもございまして、大體そういうふうに考へます。いかがでございましょうか。

○林敬政府委員 急速に物事を片付けていくという點から言いますと、言いかえれば國家側から申しますと、仰せのようの方がはるかに望ましいことであると思ひます。しかしながら一方知事、市町村長の受ける方の側に立つて考へてみると、これは公選された知事でありまして、申すまでもなく非常に大切な知事であります。國家の要請だからといつても、みだりにこれが動かされるようなことになつては、まことに地方自治の擁護のために困る結果になるわけでもあります。そこで裁判所の裁判に従つて、その命ずるところの期限までにおきましてその事項を行わないというときには、もう一回その事實の裁判というものをやつて、その上でこの代執行なり罷免なりをやるといふことにいたしたわけでもございまして。考へ方によつては二重であらうという御議論も成り立つと思ひますが、第六項がありまさんと、かりに主務大臣というものを非常な不信用にものを考へて、たとえてみますと、主務大臣の方で、ひとつあの知事をやつてやろうというところになりますと、知事の方では、裁判所でもそう言うのだからというので、その期限までに最後のところまでやらざるを得ないのでやつたというふうな場合に、主務大臣の方は、もうやらぬと認めてしまつてはつきりいくということになります。いよ／＼そのときやつたかやらないかというところの確認が主務大臣

だけに任せておくというふうなことは、やはり知事の地位に對する非常な不安になるのではないかと。そこでもう一回、やつたかやらないかを裁判所でもつてはつきり確めた上で、やつてないということがわかつたときにはつさりいく、こういう法律の建前をとつたわけでもあります。

○笠原委員 次に九項のことでもございまして、内閣總理大臣に罷免をやる場合には、大體府縣知事をして行わせた事項というものは、非常に緊急を要するものだらうと思ふのであります。それでありますから、私は必ず罷免の前に、第七項に従つて代執行を行つてあらうというふうに考へるのであります。そうして代執行を行つると同時に、罷免をするということになるだらうと思ひますが、そうするとほとんど第九項におきまして、六項の裁判確定した後ににおきまして、都道府縣知事が五項の裁判に従つて當該事項を行つたことを、證明する餘地はないのじやないかと思ふのであります。第九項はほとんど、實益のない規定になるのではないかと。いかに考へるものでございまして、もしその場合におきまして、罷免につきまして不服をいうというふうな場合におきましては、十六項の規定に従ひまして裁判をやる資格の回復ができるというところになるわけでもございまして、第九項も要らないように考へるのでございまして、いかがでござい

○鈴木説明員 第九項で、總理大臣の罷免の権限を消滅させる裁判を請求すること、知事に對して、認めておる理由であります。これはやはり當該事項を行わないという場合におきま

第一類第二号 治安及び地方制度委員会議錄 第二十八号 昭和二十二年十月二十八日

たといふ供出を何月何日までによつて給付の裁判を裁判所で行つたといふと、その期限までにその命ぜられた當該供出事項を行なかつたか、その事實を確定するわけであり、その事實につきましては、全體の裁判において東京高等裁判所がよく承知しておるわけでありまして、それを行つたか行なつたかというところを確定するわけでありまして、一番むしろ簡単にわかり得るのではないかとこのわけであります。

○笠原委員 今の説明、不履行の事實だけを確定するということになります。私は第六項は裁判の促進の意味からいたしまして、取除いていいのではないかというふうに考へるのであります。第五項におきまして、裁判所は請求がありまると、その理由があるかないかをまず審理いたします。理由があるということになりますれば、當該事項を、この命令のいわゆる裁判をするわけでありまして、その場合に

○鈴木説明員 第九項で、總理大臣の罷免の権限を消滅させる裁判を請求すること、知事に對して、認めておる理由であります。これはやはり當該事項を行わないという場合におきま

だけ任せておくというふうなことは、やはり知事の地位に對する非常な不安になるのではないかと。そこでもう一回、やつたかやらないかを裁判所でもつてはつきり確めた上で、やつてないということがわかつたときにはつさりいく、こういう法律の建前をとつたわけでもあります。

○笠原委員 次に九項のことでもございまして、内閣總理大臣に罷免をやる場合には、大體府縣知事をして行わせた事項というものは、非常に緊急を要するものだらうと思ふのであります。それでありますから、私は必ず罷免の前に、第七項に従つて代執行を行つてあらうというふうに考へるのであります。そうして代執行を行つると同時に、罷免をするということになるだらうと思ひますが、そうするとほとんど第九項におきまして、六項の裁判確定した後ににおきまして、都道府縣知事が五項の裁判に従つて當該事項を行つたことを、證明する餘地はないのじやないかと思ふのであります。第九項はほとんど、實益のない規定になるのではないかと。いかに考へるものでございまして、もしその場合におきまして、罷免につきまして不服をいうというふうな場合におきましては、十六項の規定に従ひまして裁判をやる資格の回復ができるというところになるわけでもございまして、第九項も要らないように考へるのでございまして、いかがでござい

て、事實確認の裁判を求めて、それだけで代執行をし、かつ同時に罷免をするという二つの手續がとられることは、むしろ例外であらうと思ひます。やはり總理大臣といつたしましては、當該の知事が二回にもわたつて、農林大臣の命じた事項をやらない、あるいは商工大臣の命じた事項もやらないというような事犯がたび重なつた場合に、どうしてもその知事の在職を不適當であるという事で罷免をすることになるのではないかと思ふのであります。もつとも非常に重大な事項で、その一つを行わないことが、ただちに將來その者が知事として残ることを不適當とするというような場合もあるでありますが、それは多く例外でございまして、やはりそのような事犯がたび重なつた場合に、こういう最後の非常手段をとることになると思ひますので、その最後の段階の罷免をされるというおそれがあります場合に、自分分はもう問題になつた事柄は完全に實行した。こういうことを立證して、總理大臣の罷免權を消滅させ、裁判權を確立することは、やはり自治體の長である知事に對して、その立場を尊重する一つの救済手段ではないかと思ふのであります。

地方團體の一切の職員を含んでおりまして、前條第一項と申しますのは、二百四條に書いてありますように知事、市町村長の補助機關である職員、すなわち知事以下助役以下の一切の役場に勤めておられます職員、それから知事は獨立をしております監査員、それから議會の書記長とか書記、選舉管理委員會の書記、監査員の補助者であるところの書記、こういうものをすべて含むわけでありまして。

をとるといふと、そういう手数料は條例で一切きめることになるわけでありまして。ところが市町村で、たとえば戸籍手数料——この戸籍事務は市町村長に國が委任をした仕事でありまして、市町村長という地方團體に委任したものでないのではありません。そこで市町村長を國の機關として使ひまして、戸籍事務を委任してゐるのでありますから、その關係から團體の規則である條例でなく、市町村長が自分で出すところの規則、ちやうど國の法律の政令という場合と同じであります。執行機關だけで出す規則で一切のことをきめる。こういうわけでありまして。

全部削除してしまふようなふうに原案はできておりますが、これはどうなりまして。もしも第一項を削除して、二項をそのまま讀んでみますと、「普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員會をして國の事務を處理し、管理し、又は執行させる場合においては、そのために要する經費の財源につき必要な措置を講じなければならぬ。」といふことに條文が残るようになりますが、それと一體誰が財源について必要な措置を講ずるのかといふことがはなはだ不明確になると思ひますが、その點についての御所見を承りたいと思ひます。

負擔になつてゐる經費を支辨する義務を負うといふのが、二百二十八條の第二項でありまして、二百二十九條の現在の第一項においては、特に市町村長とか、あるいは市町村の選舉管理委員會という市町村の執行機關に對して、執行機關が國の事務のために必要としたしるべき經費、こういうものはやはりその執行機關の屬してゐる市町村が支出しなければならぬ。こういうことを規定してゐるわけでありまして、いづれも普通地方公共團體として支辨をしなければならぬ經費のことを規定してゐるわけでありまして。そこで條文を整理して、同じ性質の規定でありますので、二百二十九條の一項を二百二十八條の二項にもつていふたわけでありまして。そして二百二十九條は今度新たに、地方團體の長もしくはその補助機關たる職員といふたような、そういう機關に委任をいたしました仕事を處理するために要する經費の財源について必要な措置を講ずるということではなく、團體自身に對して、市町村長に對する委任事務でなく、市町村という團體に、國が委任いたしました事務の處理のために要する經費について必要な措置を講じなければならぬといふように、範圍を廣めたわけでありまして。それでは誰が必要なる措置を處理するかといふことになりまして、これは國の事務を處理するといふことでありますから、必然的に政府が、豫算もしくは法律をもつて、必要な措置を講ずるということになるわけでありまして。

定でございますが、これは特別市制の問題に關して、かなり疑點のある條文なのであります。二百六十一條の第一項において「特別法が國會において議決されたとき」といふ項がありますが、この議決はもちろん衆議院、參議院の兩院が議決したといふことになるのでしようか。あるいはまた、一方衆議院だけにおいて議決したといふふうにとつてもよいのではありませんか。その點をお伺ひいたします。

〇鈴木説明員 これはお話のように、

〇鈴木説明員 次は二百二十二條であります。二百二十三條の今度の改正の規定によりまして、「法律又は政令に定めるものを除く外規則で」とありますが、この規則といふものは地方自治法施行規則といふものをさすのでございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百二十九條でございます。二百二十九條は第一項は、全部削除してしまふようなふうに原案はできておりますが、これはどうなりまして。もしも第一項を削除して、二項をそのまま讀んでみますと、「普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員會をして國の事務を處理し、管理し、又は執行させる場合においては、そのために要する經費の財源につき必要な措置を講じなければならぬ。」といふことに條文が残るようになりますが、それと一體誰が財源について必要な措置を講ずるのかといふことがはなはだ不明確になると思ひますが、その點についての御所見を承りたいと思ひます。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 二百六十一條の一項によりますと、「普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

〇鈴木説明員 次は二百六十一條であります。二百六十一條は、普通地方公共團體のみに適用される特別法といふふうになつてゐるのでございまして、もちろん特別市は普通公共團體ではないのであります。特別市に指定されるまでは、普通地方公共團體たることは間違いないのでありますから、特別市制の法律といふものは、二百六十一條によるところの普通公共團體のみに適用される特別法といふふうに解釋してよろしうございまいしょうか。

用するということになつておりまして、今の第二百六十一條は、一の地方公共團體の中には、都道府縣ももちろんはいつておりますから、すなわち都道府縣に關する規定であります。この規定が特別市にも、やはり二百七十八條で適用になるわけでありまして、そういうふうには、たとえばその次の二百八十三條の特別市においても、第二編中市に關する規定は、特別市にこれを適用する」ということから、やはり二百八十一條の特別市にも適用になるといふわけでありまして、それ／＼に適用になることになつておるわけでありまして、

○笠原委員 次に二百六十一條の第二項の問題でございますが、改正法によりますと、地方自治委員會がやるようになつておりまして、關係普通地方公共團體の長に通知せよというふうになつております。これは特別市を指定した場合においては、もちろんその特別市の市長を指すものでありまして、その關係の府縣は、この中の關係普通地方公共團體の中に含まないことに解釋して差支えないのでございましてよろか。

○林(敬)政府委員 この點については、憲法第九十五條の解釋いかんという問題になつてくるわけでございます。憲法第九十五條の解釋によつて「一の普通地方公共團體のみに適用される特別法」という一の普通の地方公共團體というの、特別市の場合にいずれを指すと解釋するかがきまつてくるわけでございます。憲法第九十五條の「一の地方公共團體」というのは、特別市制の場合には當該府縣といふことが、この二百六十一條の關係普通地方公共團體の長といふのは、市長を指すということになるわけでありまして、そこで政府といたしましては、御承知のごとく憲法第九十五條の「一の地方公共團體」といふのは當該府縣を指す、かように考へるのが適當なる解釋である、こういう見解を檢討の結果とるに至つております。

○坂東委員長 笠原君に申し上げますが、この委員會で特殊な問題を扱つておりました経過は御承知の通りで、その場合の普通公共團體といふのは特殊を指した意味であります。しかるに關係方面の中の一部の意見では、それは當該府縣であるという解釋をとつております。これに關して關係方面の一部では、この條文を改正して、明かに當該府縣であるといふことを入れるという説もあるらしいのです。しかしながらわが委員會は、すでにその場合には特殊を指すと、かりに決定しております以上は、ただちにその採用はできないので、この點については十分當局と協議しまして、明確にするか否かを決定せんとする場合には、なお適當の機會に委員會に諮りまして十分検討してみたいと思ひます。御參考までに申し上げます。

十一條の關係普通地方公共團體の長といふことも、これは當該府縣知事といふことに相なるわけでございます。もし憲法第九十五條の「一の地方公共團體」といふのが、特別市制の施行の場合には當該市である、こういう解釋が適當であるといふことになりますれば、この第二百六十一條の關係普通地方公共團體の長といふのは、市長を指すということになるわけでありまして、そこで政府といたしましては、御承知のごとく憲法第九十五條の「一の地方公共團體」といふのは當該府縣を指す、かように考へるのが適當なる解釋である、こういう見解を檢討の結果とるに至つております。

に、參議院において政府は、今の解釋と反對な、いわゆる關係普通地方公共團體といふのは、特別市制の場合におきましては、當該市の市長を指すといふふうに解釋して、答辯なさつてゐるやうに伺つたのでありますが、その後その解釋を變更してまいりましたのはどういふ理由であるか、お伺ひしたいと思います。

○林(敬)政府委員 本年の三月に地方自治法が成立いたしました當時、貴族院において、この地方自治法に關連して、憲法第九十五條のあの解釋はどういふことであるかといふことを説明する必要があるといひまして、當時の政府といたしましては、憲法第九十五條は、いわゆる狹義に解釋して、當該市のレフエレンダムをとる、こういうふうな解釋しておるといふことを政府委員が答辯をいたしました。しかしその後政府といたしまして、さらに／＼檢討を加えたわけでありまして、そうして最後の結論といたしましては、いわゆる憲法第九十五條といふものは、その法の精神に從つて、最も適切な解釋を加えなければならぬという結論に到達いたしました。その後において政府の見解を發表いたしました。當該府縣全體の住民投票をとるのが最も適當である、さういふに解釋してこれを改めたわけでございます。自治法の法文といたしましては、どちらに讀みましたときでも、これは適用になるやうに相なつておるわけでございます。そのときにこの自治法を通すときには、新憲法はどちらに解釋するかといふことでありまして、當時の解釋を一應申し上げましたが、その後の檢討の結果、さきに申しましたやうに、廣くこれを解釋するといふことに、政府の解釋を決定いたしました次第でございます。

○川橋委員 二百六十一條は、憲法九十五條並びにこの二百六十五條等に關連をもちまして、この解釋については相當議論の餘地があります。殊にたまたま林地方局長から、今春この法律が通過したときにおける鈴木行政課長の發表せられた見解と、異なる意見を發表しております。この問題は相當重大な問題でありますから、私もこれに對しては相當の質問を試みたいのであります。本日は時間も非常に経過しておりますから、この次の委員會まで質問を留保いたしておきます。

○坂東委員長 ここで私は、前日程の治安關係のところ、ちよつと内務省並びに厚生省にお伺ひいたします。それは北海道の燃料關係であります。御承知の通り北海道は寒い所でありまして、すでに零下を下つております。しかるに北海道の石炭の配給の割合は、從來は一家三トンであります。から、七十五萬戸二百二十五萬トンの要るにかかわらず、本年は二トン三分の割合で、約百五十萬トンになつております。配給に不足も、現在はまだ五十萬トンの配給に不足するおらないのであります。しかもその代りの薪は、從來のやみ以上に高い公定價格をきまつた結果、満足にこの石炭なり薪が買えなくても、その燃料費のみに千五百圓を要するわけでありまして、普通の北海道の生活費が二千三百圓でありますから、四千圓なければ生活ができません。しかも十二月になりますと、北海道の寒い所は零下十五度、二十度になり、とうてい石炭がなければ生きていけない。ある意味から申しますれば、食糧

以上に重大な生活要素であります。しかるに今申しました通り、石炭の配給は四十萬トン内外で、すぐ盡きてしまふ。そうすれば凍死するよりほかない。かりに石炭の配給の問題のみではなく、廣くみて國家治安の問題、あるいは生命の問題で、内務省及び厚生省で御考慮あつてしかるべきものと思ひますが、その點に關しまして、内務省と厚生省側の御意見を拜聴したいのであります。

○金光政府委員 ただいま御指摘の點につきましては、北海道の氣候の特殊事情を考慮いたしますと、まことに重要な問題であると存じます。この點につきましては、厚生省といたしましては、生活保護法の適用を受けております要保護者に對しましては、今年も昨年同様、冬期の燃料費をいたしまして二世帯二トン半を生活保護費より支給したいと、目下種々手配をいたしておるやうな次第でございます。

○久山政府委員 北海道におきます燃料の問題は、お話のやうに食糧と相並んで生命線であるといふことは、私も十分承知をいたしておるのであります。それが石炭の生産なり、その他薪のいろ／＼な原因から、非常に少くしか配給にならないといふことは、治安の面からいたしまして、これは相當の問題であるのであります。もしもさういふお話のやうな事情でありますならば、私どももいたしまして、商工省あるいは農林省、兩省に對しまして、治安の面から燃料の確保につきまして一層努力していただくやうに、私どももいたしまして、十分その方面に話し合ひをつけて、何とかさういふ燃料の最低限は確保のできま

するようになり、できるだけ努力をいたしてみたい、かように考えております。
○坂東委員長 多く申し上げませんが、私も五十何年おりましたよく知っております。どうかこれは三百八十萬の北海道民の生存の問題、生命の問題として、十分兩省において御了解願いたいことを切にお願ひ申し上げます。
本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時三十分散會